

# 住宅用火災警報器の設置はお早めに！

平成16年の消防法改正に伴い、寝室などに住宅用火災警報器を設置することが義務づけられました。本市では「歌志内市火災予防条例」により、新築住宅は建築時に、既存の住宅には平成23年5月31日までの設置を義務づけています。

本市における住宅用火災警報器の設置率は、平成20年7月現在で6・8%となっています。もしもの時に尊い命を守るためにも、早めに設置しましょう。

〈消防本部予防・保安グループ ☎4233255〉

## 設置義務のある場所 は寝室です

一般住宅、アパートなどの住宅火災による死者数は、建物火災による死者数全体の約9割を占めており、そのうち約6割の方は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。本市でも平成18年から2年連続で住宅火災により亡くなられた方が出ていますが、火災の発生をもっと早く知ることができれば助かった可能性もあります。

この機会にぜひ、家族や近所、町内会などで住宅用火災警報器の必要性について話し合い、警報器設置率の高い安全・安心のまちにしましょう。

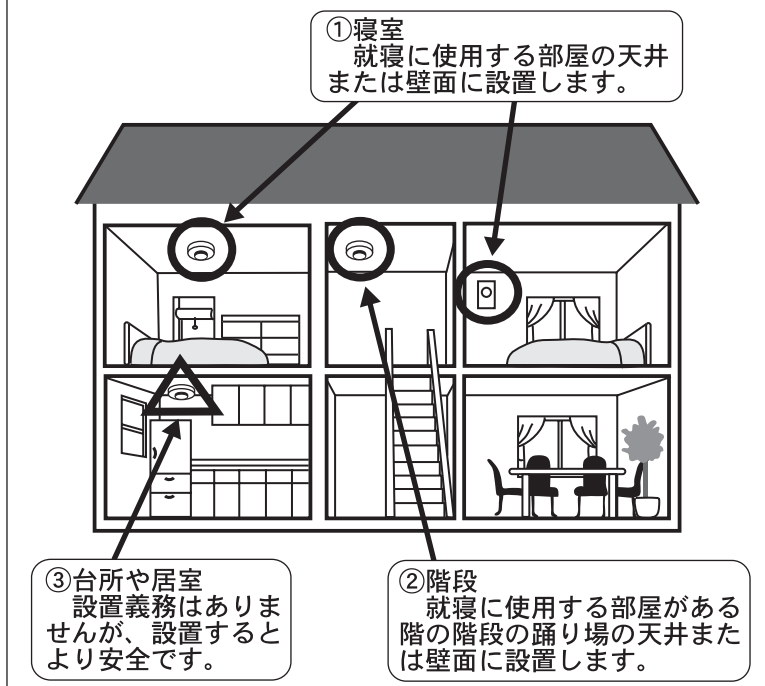
警報器は【図1】のとおり、

ふだん就寝に使う部屋の天井または壁面に設置することが義務づけられています。これは、寝ているときに出火し、そのまま逃げ遅れて死亡する事例が多いためです。

また、寝室が2階などにある場合は、避難経路となる階段室の壁または天井にも設置する必要があります。

なお、設置義務はありませんが、台所や居間など火の気のある場所や廊下などにも設置するとより安全です。

【図1】設置義務のある場所（○印）



## 感知方式は

【煙式】を

寝室や階段室に取り付ける警報器は、「煙」を感知するものを取り付けます。煙では誤動作が生じる可能性がある台所などに取り付けるときは、

「熱」を感知する警報器を取り付けます。

ご不明な点は、消防署や販売店などにお尋ねください。



▲熱式警報器



▲煙式警報器

## 取り付け位置には 決まりがあります

警報器の設置には、「図2」のように具体的な取り決めがあります。

天井に取り付ける場合は、感知部の中心を壁や梁、柵から60cm以上離します。また、壁に取り付ける場合は、感知部の中心が天井から15～50cm以内になるように設置します。どちらの場合も、有効に煙を感知できるように、換気扇やエアコンから1・5m以上離します。

## 悪質な

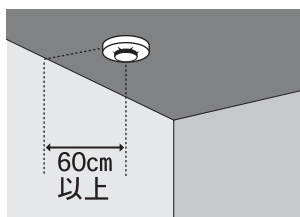
## 訪問販売に注意!

消防や市役所で住宅用火災警報器の販売をすることはありません。また、消防で警報器の設置を業者に委託することもありません。

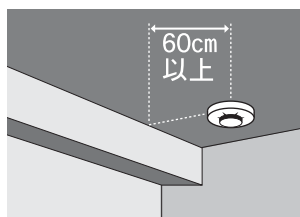
もし、「消防の依頼で警報器を取り付けにきました」というような訪問があった場合は、はっきり断りましょう。

※市営住宅への警報器の取り付けは、市が行います。

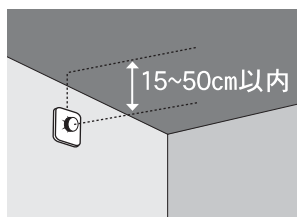
【図2】住宅用火災警報器の取り付け位置



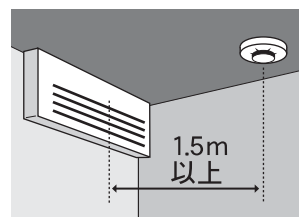
天井への取り付け  
(はりがない場合)



天井への取り付け  
(はりがある場合)



壁面への取り付け



換気扇やエアコン  
などがある場合

## 65歳以上のひとり暮らし世帯などへ

# 住宅用火災警報器の 設置費用を助成します

住宅火災による犠牲者は、その過半数を高齢者が占めています。消防では、このような尊い命を守るため、国の「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度」を活用し、ひとり暮らしの高齢者世帯などに、緊急措置として警報器設置費用を助成します。

消防本部では、次の要件に該当する世帯に対し、助成申請書と請求書を配付します。書類を受け取った世帯の方は、消防本部予防・保安グループへ申請してください。

### ■助成対象世帯

■基準日の平成21年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、基準日以降も市内に居住される65歳以上のひとり暮らし世帯。

■障がいなどにより避難に支障がある二人世帯等も該当となる場合があります。

※市営住宅に入居されている世帯は除きます。

■受付期間 1月1日(木)～3月31日(火)

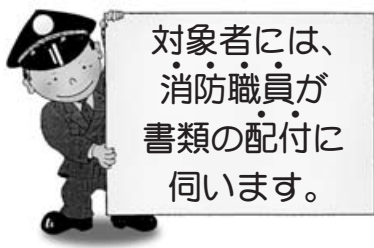
■申請方法 配付書類に必要な事項をご記入のうえ、消防

本部に提出してください。

※体の不自由な方などは、消防職員が伺いますので、予防・保安グループへ連絡してください。

■助成上限額 7,000円

■問い合わせ 消防本部予防保安グループ(☎423255)



## 高齢者世帯等を対象に

# 暖房用灯油助成券を交付します

市では、一昨年来からの原油価格高騰により、灯油をはじめ電気・生活用品の価格上昇の影響を強く受けている高齢者世帯など（市民税非課税）の在宅世帯を対象に、福祉灯油助成事業を平成20年度に限り実施します。

対象と思われる世帯には1月中旬に封書で通知しますが、該当すると思われる世帯で封書が届かない方は、福祉事業グループまでお問い合わせください。

〈福祉事業グループ ☎ 4233217〉

### 対象となる世帯

平成21年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成20年度市民税が非課税であり、次のいずれかに該当する在宅世帯。

#### ○高齢者世帯

全員が65歳以上（昭和19年1月2日以前に生まれた方）の世帯。

※65歳未満の親族などが同居している世帯は、対象となりません。

○重度身体障がい者世帯  
身体障害者手帳1級または

2級の交付を受けている方の収入で生計を維持している世帯。

#### ○母子・父子世帯

18歳以下の子（平成2年4月2日以降に生まれた方）を扶養している母子・父子世帯。

### 対象とならない世帯

▼生活保護を受給している世帯。

▼病院や社会福祉施設などに長期入院・入所している方。

### 助成内容

1世帯あたり4,000円分



の助成券1枚（申請日から平成21年3月20日まで有効）を交付。

### 持参するもの

通知封書一式（申請書・非課税確認書）・印鑑・本人確認書類（免許証、健康保険証など）・身体障害者手帳（重度身体障がい者世帯のみ）・委任状（申請者が同居の親族以外の場合）

※世帯員に平成20年1月2日以降本市へ転入された方がいる場合は、転入された方の、平成20年1月1日現在

### ■申請受付日時及び会場

対象地区	受付日	受付時間	会場
上歌地区	1月20日(火)	9:00~12:00	上歌資源保管所
東光、本町(第二除く)	1月20日(火)	13:30~17:00	公民館
神威地区	1月21日(水)	9:00~12:00	老人福祉センター
中村地区	1月21日(水)	13:30~17:00	中村生活館
文珠地区	1月22日(木)	9:00~12:00 13:00~16:00	文珠郵便局
本町第二・歌神地区	1月23日(金)	8:30~17:30	市役所1階ロビー

※なお、指定の受付日に申請ができない場合は、市役所1階ロビーで1月26日(月)から2月20日(金)までの間、随時受け付けます。

居住していた市町村が発行する非課税証明書が必要となります。